

蒲郡市立形原保育園 重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

1 設置・運営主体

蒲郡市

2 施設の目的と運営方針

(目的)

蒲郡市が設置する蒲郡市立形原保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前子ども（以下「子ども」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営方針)

- (1)当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- (2)保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努めます。
- (3)当園は、子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (4)基本理念・方針・目標は、当園が策定する「保育園管理計画」のとおりとします。

3 利用施設

| | | | | | | |
|--------|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施設の種類 | 保育所 | | | | | |
| 施設の名称 | 蒲郡市立形原保育園 | | | | | |
| 施設の所在地 | 蒲郡市形原町中村3番3号 | | | | | |
| 電話番号 | 0533-57-2600 | | | | | |
| FAX番号 | 0533-57-2600 | | | | | |
| 管理者 | 施設長 牧原 乙子 | | | | | |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前子ども | | | | | |
| 利用定員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| | 3人 | 18人 | 18人 | 23人 | 25人 | 22人 |
| 認可年月日 | 昭和28年10月1日 | | | | | |

4 施設の概要

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 構 造 | 木造 1階 |
| 敷地面積 | 2910.00㎡ |
| 延べ床面積 | 911.93㎡ |
| 施設の内容 | 保育室・乳児室・ほふく室・トイレ・調理室・沐浴室・遊戯室 屋外運動場 |

5 職員体制

| 職 種 | 人数 |
|-----|-----|
| 園 長 | 1人 |
| 副園長 | 1人 |
| 保育士 | 24人 |
| 業務員 | 1人 |
| 調理員 | 2人 |
| 園 医 | 2人 |

6 開所時間及び休業日

| | |
|------|--|
| 開所時間 | 平日 7時30分～18時 土曜日 7時30分～14時 |
| 休業日 | 日曜日、 国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日 |

7 保育の内容

(1) 一日の流れ

(季節および保育園により、多少異なることがあります)

| 時間 | 0・1・2歳児 | 時間 | 3・4・5歳児 |
|-------|--|-------|---|
| 7:30 | 順次登園 検温、持物の始末、排泄等 好きな遊び・経験させたい遊び おやつ 室内遊び 模倣遊び リズム遊び 室内玩具遊び等 戸外 固定遊具遊び 砂場遊び等 | 7:30 | 順次登園 持物の始末、当番活動等 好きな遊び・経験させたい遊び 室内遊び ごっこ遊び 絵本・造形遊び 自然物での遊び ゲーム リズム遊び等 戸外遊び 固定遊具遊び 集団遊び 砂場遊び 運動遊び等 片付け |
| 11:00 | 給食準備 給食 排泄 午睡準備 | 11:30 | 給食準備 給食 給食後片付け 休息 |
| 13:00 | 午睡 | 13:00 | 好きな遊び ※午睡 3歳児は4月から9月末 4・5歳児はプール開始時から 8月末 おやつ準備 おやつ |
| 14:30 | 起床 排泄 | 14:30 | おやつ後片付け |
| 15:00 | おやつ | | 好きな遊び |
| 16:00 | 降園準備 | 16:00 | 降園準備 |
| 16:30 | 順次降園 | 16:30 | 順次降園 |
| 18:00 | | 18:00 | |

(2) 食事

| | |
|---------|---|
| 給食 | 毎月月末に献立表をアプリで配信します |
| 給食提供 | 給食で提供する食品は、園で初めて食べることを避けています。食物アレルギー反応がないか等、お子さんにとって安全な食品であるか確認するためにも、園の給食で提供する前に家庭で2回以上食べて確認するようにお願いします。 |
| アレルギー対応 | 食物アレルギーがある場合には、医師の診断書（生活管理指導表）を提出してもらいます。個別にご相談の上、診断書（生活管理指導表）に基づき対応します。 生活管理指導表が提出されないと給食、おやつのは提供はできません。毎月、保護者の方のアレルギー献立表による確認の上で給食提供となります。 |
| 衛生管理 | 調理員、業務員、副園長、0・1・2歳児担当保育士は毎月検便を行っています。 保健所による食品衛生監視指導の下、適切な衛生管理を行っています。 |

(3) 健康

| | |
|---------|--|
| 健診 | 年2回、内科健診・歯科健診を受診し、結果を保護者にお知らせします |
| 身体測定 | 毎月1回、身長・体重の測定を行い、結果をお知らせします。 |
| 薬について | 薬を飲ませることは医療行為にあたるため、原則として保育園では行えません。しかし、やむをえない理由がある場合に限って、一時的に協力させていただきます。その際は、薬連絡票の提出が必要となります。 |
| 感染症について | 抵抗力の弱い乳幼児です。別表の一覧表を参考にいただき、病気がかかったら医師の診断を受け、早く治すよう努めてください。また、感染症一覧表以外でも、健全な乳幼児の集団生活のため、感染するおそれがある病気は、欠席していただくようお願いする場合があります。 ※別紙1 感染症一覧をご覧ください |

8 利用料金

(1) 保育料

保護者は、保護者の居住する市町村長が定める保育料を、その居住する市町村へお支払いください。

| 費用 | 年齢 | |
|-----------|----------------------|---------------|
| | 3号認定（0・1・2歳児） | 2号認定（3・4・5歳児） |
| 保育料 | 市町村民税所得割課税額により決定します | 無料 |
| 延長料金 | 延長保育利用料 月額 30分毎 500円 | |
| 給食主食代《実費》 | | 月額 0円※ |
| 給食副食代《実費》 | | 月額 5,200円※ |
| おやつ代《実費》 | 平日午後5時以降 | 月額 1,000円 |
| | 土曜日 | 月額 600円 |

※上記価格については変更になる場合があります。

※市の給食費負担軽減策により、主食費1,200円を無償、副食費500円を減額しています。（令和8年度）

※4月入園時に利用契約決定通知書により保育料をお知らせします。

※おやつ代のみ集金袋を使って集金します。その他の項目の金額は、原則、毎月末日に保護者の銀行口座から自動的に引き落とされます。

※保育園で直接現金を徴収する場合は、集金袋を使って集金します。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

保育園の管理下（通常の登降園路を含む）での災害に関する必要な給付を行い、心身の健全な発達に寄与するために作られた機関です。

怪我等で治療を受けた時、独立行政法人日本スポーツ振興センター法で定められた給付金額のうち、子ども医療助成金を控除した後の金額が支給されます。

| | | | | | |
|----|----|------|----|-------|------|
| 掛金 | 年間 | 375円 | 内訳 | 市負担 | 165円 |
| | | | | 保護者負担 | 210円 |

※詳しくは加入案内をご覧ください

(3) その他

上記の他に、父母の会費・保育用品代（帽子、名札、おたよりはさみ）等の諸費用がかかります。

9 嘱託医

| | | |
|---------|---------|------------------|
| 嘱託医（内科） | かんだ整形外科 | TEL 0533-58-1020 |
| 嘱託医（歯科） | 市川歯科分院 | TEL 0533-57-8788 |

10 緊急時対応

保育中に体調の変化等があった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をします。

保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を優先させ、責任をもって対処しますのであらかじめご了承ください。

11 非常災害時の対応

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難訓練等を実施します。

蒲郡市が策定した「蒲郡市保育安全マニュアル」のとおりとし、必要な措置を講じます。

※別紙2 非常災害時の対応をご覧ください。

12 留意していただく事項

(1) 園と家庭との連絡について

| | |
|-----------------|--|
| 保育園への連絡 | お子さんのことについての連絡は、送迎の際に保育士にお話してください。ただし、時間のかかる場合は、保育終了後にお願いします。 |
| 保育園からの連絡 | 月の予定はアプリのカレンダーでご確認ください。その他の通信は必要に応じてアプリで配信します。お子さんを通しての伝言や、電話、掲示板などで連絡することもあります。 非常の場合は、園または子育て支援課からアプリにて連絡します。 |
| 欠席・遅刻の連絡 | 午前9時までに連絡をしてください。 |
| 途中降園や、代理の方が迎えの時 | 必ず前もって保育園に連絡してください。確認できないときは、事故防止のため、お子さんをお渡しすることができません。 |

(2) 登降園について

| | |
|----------|---|
| 送迎について | お子さんの登降園は、保護者が責任を持って送迎してください。小中学生の送迎はお断りします。 送迎に同行するお子さんのけがや事故につきましても、保護者の責任となります。 |
| 交通安全について | 車を利用される場合は、チャイルドシートを着用しましょう。駐車 |

| | |
|--|--|
| | 場では遊ばず、車の乗降時には事故のないように十分気を付けてください。また、自転車を利用する場合はヘルメットを着用しましょう。 |
|--|--|

(3) その他

| | |
|-----------------|---|
| 写真・動画等の取り扱いについて | 園で掲載した写真や動画、及び、保護者が撮影した写真、動画等の公開（SNS 上の掲載全般）はご遠慮ください。ただし、写っている人、全員の承諾がある場合は、この限りではありません。 保育中の撮影ができるのは、保護者が参加する行事に限ります。 |
|-----------------|---|

1.3 虐待防止のための措置

当園は子どもの人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置、相談窓口の周知等必要な体制を整備し、職員に対し、虐待の防止、人権に関する啓発のための研修を実施します。

1.4 苦情解決

当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。

苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者と話し合いによる解決に努めます。その結果、必要な改善を行います。

| | | | |
|-------|--------|-------|-----------------|
| 苦情受付 | 副園長 | 梅田知世美 | 形原保育園 |
| 解決責任者 | 園長 | 牧原乙子 | TEL0533-57-2600 |
| 第三者委員 | 主任児童委員 | 浅岡寿代 | |
| | | 山村まい子 | |

1.5 個人情報の保護

当園では、個人情報の性格と重要性を十分認識し、園児ならびに保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」「蒲都市個人情報保護条例」「厚生労働省、福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等を遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くします。

【別紙1】

子どもの主な感染症一覧表

| 病名 | 登園のめやす | 主な症状 |
|---------------------------|--|------------------------------------|
| インフルエンザ | 発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過するまで | 発熱、咳、頭痛、咽喉痛、嘔吐 下痢 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱し、症状が軽快した後1日を経過するまで | 発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常 |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで、かつ全身状態が良好になるまで | 笛吹様吸気を伴った連続性の咳 |
| 麻疹 | 解熱した後、3日を経過するまで | 発熱、結膜炎症状、発疹 |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで | 耳下線（耳たぶの下）の腫脹 頭痛 |
| 風疹 | 発疹が消失するまで、かつ全身状態が良好になるまで | 発熱、発疹 |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで | 発熱、発疹、水泡、かゆみ |
| 咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス感染症 | 主要症状が消退した後、2日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで | 発熱、咽頭痛、結膜炎 |
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24～48時間を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで | 発熱、咽頭の腫脹、化膿 |
| 結核 | 主治医が感染のおそれがないと認めたとき | 慢性的発熱、咳、倦怠感、呼吸困難 |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | 主治医が感染のおそれがないと認めたとき | 発熱、頭痛、嘔吐 急速に重症化する場合あり |
| 流行性角結膜炎 | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 眼瞼腫脹、異物感、眼脂 |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26等） | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 下痢、腹痛、血便 |
| 急性出血性結膜炎 | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 眼瞼腫脹、異物感、眼脂、結膜下出血 |
| マイコプラズマ肺炎 | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | かぜ症状、咳 |
| 手足口病 | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 発熱、口腔咽頭粘膜に痛みを伴う水泡。手、足末端や臀部の発疹、水泡 |
| 伝染性紅斑（りんご病） | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | かぜ症状、顔面の紅斑、全身の発疹 |
| ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等） | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 流行性嘔吐下痢症の原因となる嘔吐、下痢、腹痛、脱水 |
| ヘルパンギーナ | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 発熱、咽頭痛、嚥下痛 |
| RSウイルス感染症 | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 咳、鼻汁 乳幼児期に初感染すると重症化の場合あり |
| 带状疱疹 | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 皮膚の痛み、水泡 |
| 突発性発疹 | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき | 発熱 解熱と共に紅斑が出現 |

上記以外にも気を付けるべき感染症があります。学校感染症の出席停止の報告書裏面のその他の感染症でご確認ください。

治癒後、登園の際には、学校感染症の出席停止についての報告書を提出してください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症について

・どちらかに○をつけ②、③を記入し保育園に提出してください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の感染症について

・①を医師に記入していただき、体調が回復し園生活を送れると保護者が判断できたら②を記入し保育園に提出してください。

学校感染症の出席停止報告書の書類は園、医療機関にあります。

市ホームページからもダウンロードできます。

コドモン資料室にも入っています。

※流行期には医療機関で書類が不足することがあります。書類を配布しますのでご家庭で保管していただき、受診時に持参されると手続等がスムーズになります。

蒲郡市HP <http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/gakko/>



【別紙2】

形原保育園非常災害時の対応について

1 台風の場合

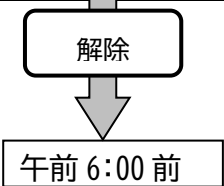
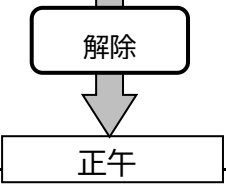
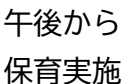

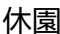
(1) 蒲郡市に暴風警報又は特別警報（以下「暴風警報等」という。）が発表された時

- ・ 午前6時に発表されている場合
登園を見合わせる
- ・ 登園後、暴風警報等が発表された時
保育を中止し、降園させる

※蒲郡市に暴風警報等が発表される可能性が高く、園児の安全確保に困難が予想される場合は園長及び子育て支援課長が保育の中止を決定する。

(2) 暴風警報等が解除された時

- ・ 午前6時前に解除された時は一日保育とする
- ・ 午前6時以降正午までに解除された時は午後から保育する
- ・ 正午の時点で解除されていないときは休園とする

| ①午前 6:00 前に解除された場合 | ②午前 6:00 以降正午までに解除された場合 | ③午後 0:01 以降に解除された場合 | ④登園後に発表された場合 |
|--|--|--|--------------|
| <div style="text-align: center;">  </div> | | | |
| <div style="text-align: center;">  </div> | <div style="text-align: center;">  </div> | <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> | <p>降園する</p> |

※暴風警報等解除後の保育については、アプリでお知らせします。

【特別警報について】

「特別警報」は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが大きく大きい旨を警告する新しい防災情報です。

- ・大雨特別警報 ・大雪特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報
- ・波浪特別警報 ・高潮特別警報

2 台風時以外に暴風雪警報、暴風警報等が発表された場合

- ・台風時に準ずる
- ・気象状況を見て危険性が高い場合は、園長及び子育て支援課長が保育の中止を決定する

3 蒲郡市が防災気象情報「高齢者等避難 警戒レベル3」以上を出した場合

- ・台風時に準ずる
- ※蒲郡市の公式情報（HP、安心ひろめーる、LINE 等）を確認してください。

4 地震の場合

(1) 蒲郡市に震度5弱以上の地震が起きた場合

- ・保育中に起きた場合
保育を中止し、降園させる
- ・家庭にいる時に起きた場合
休園（解除になるまで自宅待機、又は安全な場所に避難）
※震度4以下でも園の被害状況等、場合によっては保育中止又は休園する。

(2) 蒲郡市に地震による津波警報・大津波警報が発表された場合（対象地域）

- ・保育中に発表された場合
保育を中止し、降園させる
- ・家庭にいる時に発表された場合
休園（解除になるまで自宅待機、又は安全な場所に避難）
※対象地域以外についても、状況を見て危険性が高い場合は、園長及び子育て支援課長が保育の中止、休園を決定する。
※解除後の保育についてはアプリにてお知らせします。

(3) 蒲郡市に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- ・保育中に発表された場合
保育を中止し、降園させる
- ・家庭にいる時に発表された場合
休園（解除になるまで自宅待機、又は安全な場所に避難）

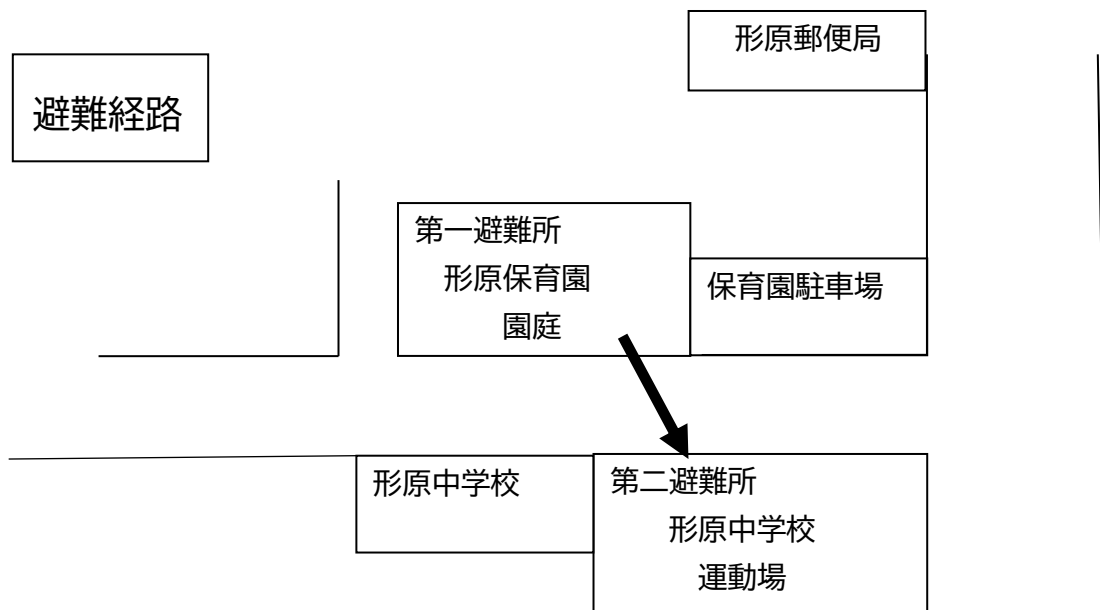
【南海トラフ地震臨時情報の発表条件】

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査をした結果、又は調査を継続している場合
- ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

災害時、南海トラフ地震に関連する情報発表等の

形原保育園避難場所 保育園の対応・保護者への連絡方法等

| | |
|---|--|
| <p>第一避難場所 形原保育園園庭 57-2600</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・アプリで配信します。 ・保護者のお迎えが完了するまで、責任を持って園児を預かります。 ・園児引き渡しの際には、お迎えの方の名前、園児との間柄、引渡し後の行動予定等を確認させていただきます。 ・状況により第二避難場所に移動します。 |
| <p>第二避難場所 形原中学校 57-5185</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・旗・表示板等、何らかの方法で形原保育園の待機場所が分かるようにしておきます。 |
| <p>NTT災害用伝言ダイヤル 171⇒2⇒0533-園の電話番号 災害が起こった(災害が起こり園に迎えに来られない状況の場合は) 場合は、災害用伝言ダイヤルに保育園のメッセージを入れます。上記の番号にダイヤルして保育園からのメッセージを確認して下さい。</p> | |



5 その他

○弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合

・登園前は自宅待機

※安全が確認された場合は、アプリにて保育開始の連絡をします。

※弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合に、全国瞬時警報システム（Jアラート）により緊急情報が伝達されます。

災害時や緊急時等のお知らせは、子育て支援課、又は園からアプリにてお知らせします。